



2016年5月12日

各 位

会 社 名 THK株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺町 彰博
(コード:6481 東証第一部)
問合せ先 人事総務部長 藤田 勝巳
(TEL. 03-5434-0300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2016年6月18日開催予定の当社第46期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

変更の理由は、次のとおりです。

- (1) 当社は、当社グループの継続的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。
今般、当社グループの経営に関する透明性、客観性を高めるとともに、取締役会の監督機能の強化と経営に関する意思決定および業務執行の迅速化、効率化を一層推し進めるべく、取締役会の監督・監査を担う監査等委員である取締役が取締役に参画し、議決権を行使することとなる監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行により、経営の意思決定および業務執行の迅速化、効率化を図るため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定の新設を行うものであります。
- (3) 会社法改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更となったため、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第35条(変更案第37条)の変更を行うものであります。なお、かかる責任限定に関する定款変更については、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記の変更に伴う条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2016年6月18日(土曜日)
定款変更の効力発生日	2016年6月18日(土曜日)

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 【条文省略】</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人	<p>第1条～第3条 【現行どおり】</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> <p>【削 除】</p> <ol style="list-style-type: none">3. 会計監査人
<p>第5条～第19条 【条文省略】</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>25名以内</u>とする。</p> <p>【新 設】</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <ol style="list-style-type: none">2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	<p>第5条～第19条 【現行どおり】</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10名以内</u>とする。</p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none">2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
<p>第22条 【条文省略】</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</p>	<p>第22条 【現行どおり】</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に</p>

に関する定時株主総会終結の時までとする。

【新 設】

【新 設】

【新 設】

(代表取締役)

第24条 取締役社長は、当会社を代表する。

2. 前項に加え必要に応じ、取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役を選定することができる。

(役付取締役)

第25条 当会社は、取締役会の決議によって取締役社長1名を選定する。また、必要に応じ、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。

終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)

第24条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第25条 取締役社長は、当会社を代表する。

2. 前項に加え必要に応じ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役を選定することができる。

(役付取締役)

第26条 当会社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会の決議によって取締役社長1名を選定する。また、必要に応じ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。

第26条～第27条 【条文省略】

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

【新 設】

第30条～第31条 【条文省略】

(取締役会の決議の省略)

第32条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

【新 設】

第27条～第28条 【現行どおり】

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集通知)

第30条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第31条～第32条 【現行どおり】

(取締役会の決議の省略)

第33条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査等委員が異議を述べたときはこの限りでない。

(重要な業務執行の決定の委任)

第34条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第33条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第34条 取締役会の運営に関する規定は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(社外取締役の責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第36条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第37条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第35条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第36条 取締役会の運営に関する規定は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任限定契約)

第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

【削除】

【削除】

【削除】

<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第38条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第39条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第40条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第41条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第42条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第43条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載また</u></p>	<p>【削除】</p>

は記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第44条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

【新 設】

【新 設】

【新 設】

第6章 会計監査人

第46条～第47条 【条文省略】

【削 除】

【削 除】

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第38条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第39条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第40条～第41条 【現行どおり】

<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第48条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p><u>第49条～第52条</u> 【条文省略】</p> <p>【新 設】</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第42条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p><u>第43条～第46条</u> 【現行どおり】</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 46 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p>2. <u>第 46 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>
---	---

以 上